

さざなみホール活用方針検討等調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

さざなみホール活用方針検討等調査業務

(2) 業務目的

別紙「さざなみホール活用方針検討等調査業務 仕様書」に記載のとおり

(3) 業務内容

別紙「さざなみホール活用方針検討等調査業務 仕様書」に記載のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで

2. 提案上限額

18,612,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3. プロポーザルの型式

本業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4. プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、さざなみホール活用方針検討等調査業務プロポーザル選定委員会設置要綱に定める選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行うものとする。

5. スケジュール

以下の日程ごとに締切時間等が異なります。当実施要領の内容を確認のうえ、対応すること。

内容	日程
公告(公募開始)	令和8年4月8日(水)
質問受付期限	令和8年4月 20 日(月) 正午まで
質問回答日	令和8年4月 22 日(水)
参加申込・提案書提出期限	令和8年 5 月 11 日(月) 午後5時まで
1次審査(書類審査)結果通知	令和8年5月 13 日(水)
プレゼンテーション審査※	令和8年5月 19 日(火)
2次審査(プレゼンテーション審査)結果通知※	令和8年5月 21 日(木)
契約締結※	令和8年5月 29 日(金)

※参加者数により日程が変更となる可能性があります。

6. 参加資格要件

本業務への参加者は、単体あるいは複数の事業者等で構成されるグループとし、参加者は、参加手続きを代表して行う事業者(以下、「代表事業者」という。)を定めるものとする。

(1) 参加者の構成等

① 参加者の構成等は次のとおりとする。

(ア)代表事業者

(イ)外装調査事業者

(ウ)コンサルティング事業者

② 参加者は、参加にあたり代表事業者、構成事業者を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の事業者で分担することは差し支えない。

③ 参加者の変更は原則としては認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、市の承認を得て変更することができる。

④ 参加者は、他の参加者の代表事業者、構成事業者となることはできない。

(2) 参加者(各構成事業者含む)は、次の資格要件を満たすものとする。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年野洲市告示第88号)に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成16年野洲市訓令第33号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

③ 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

⑤ 野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号)第6条の規定により、次の(ア)から(カ)の要件に該当する者でないこと。

(ア)役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (カ)上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 参加者は地方公共団体が発注した以下の実績を要すること。また、以下の実績は同一業務の実績でなくともよいものとする。
- (ア)外装調査事業者は、日本国内で国又は地方公共団体が発注の公共建築物の改修設計又は工事監理業務を受託し、令和3年4月1日以降に完了した実績を有すること。
- (イ)コンサルティング事業者は公共施設の民間事業者による利活用に係る事業者サウンディング及びPPP可能性検討業務を受託し完了した実績を有すること。
- ⑦ 配置予定技術者は以下の要件を満たしていること。なお、他業務との兼務を可とするが、管理技術者と担当技術者の兼務は不可とする。
- (ア)管理技術者
- 以下のいずれかの要件を満たしていること。
- a 公共施設の民間事業者による利活用に係る事業者サウンディング及びPPP可能性検討業務を受託し完了した実績を有すること。
- b 一級建築士の資格を有すること。
- (イ)外装調査業務を統括する担当技術者
- a 一級建築士の資格を有すること。
- b 日本国内で国又は地方公共団体が発注の公共建築物の改修設計又は工事監理業務を受託し、令和3年4月1日以降に完了した実績を有すること。
- (ウ)コンサルティング業務を統括する担当技術者
- 公共施設の民間事業者による利活用に係る事業者サウンディング及びPPP可能性検討業務を受託し完了した実績を有すること。
- ⑧ 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有するもの及び野洲市の指示に柔軟に対応できる者。
- (3) 参加者は、企画提案書等の提出時に次に掲げる書類を併せて提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができるものとする。
- なお、野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、次の①から④の書類を省略することができる。
- ① 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ② 国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書(過去を含めて税に未納がないことが確認できること。)
- ③ 誓約書(野洲市暴力団排除条例関連、署名又は記名押印(代表者印)をすること。)
- ④ 会社役員名簿(野洲市暴力団排除条例関連)
- (4) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書(様式1)により、この要領に記載している電子メールアドレス宛に提出するものとする。
電話での質問には応じないこととする。

(2) 提出期限

令和8年4月 20 日(月)正午まで

(3) 回答方法

質問内容を含めて本市のホームページで公表する。公表に当たっては、質問者を伏せた上で令和8年4月 22 日(水)に回答を掲載予定。

9. 参加申込

(1) 提出書類

参加希望者は、次に掲げる書類を期間内に提出すること。なお、提出書類に対する市の問い合わせを受けた場合は、速やかに回答すること。

	書類名	様式	備考(添付書類等)	提出部数
①	参加申込書	様式 2-1 様式2-2	参加者の構成(単体又は JV)により様式が異なります。	1部
②	企画提案書	任意様式	以下「10.企画提案書の作成」を確認のうえ、作成すること。	正本1部(押印要) 副本7部(押印不要)
③	価格見積書(要押印)	任意様式	見積金額の明細を記載し、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。	1部
④	業務受注実績調書	様式 3	業務実績を証する契約書等の写し	1部
⑤	業務実施体制	様式 4	—	1部
⑥	担当者従事業務実績	様式 5	—	1部
⑦	会社概要書	任意様式	会社の規模や業務内容等について記載していること。会社概要を紹介するパンフレット等でも可とする。	8部
⑧	協定書	様式6	JV での参加の場合は提出してください。	必要部数
⑨	委任状	様式7	JV での参加の場合は提出してください。	1部

⑩	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本)	—	—	1部
⑪	国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書	—	過去を含めて税に未納がないことが確認できるもの。	1部
⑫	誓約書	—	野洲市暴力団排除条例関連、署名又は記名押印(代表者印)をすること。	1部
⑬	会社役員名簿	—	野洲市暴力団排除条例関連	1部

野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に
 掲載された者は、⑩から⑬の書類を省略することができる。

(2) 提出の期間

令和8年5月11日(月) 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「16.提出・問い合わせ先」に記載の場所まで提出すること。

(5) 提出書類の取扱い

- ①提出された全ての書類は、返却しない。
- ②提出期間内の差替え及び追加、削除は認めるが、提出期間後は一切認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

10. 企画提案書の作成

参加者は、本業務を実施するにあたり最適な方策を企画提案書により提案するものとする。なお、企画提案は1者について1件として、以下の趣旨及び様式の制限を遵守し作成すること。

(1) 趣旨

- ①仕様書に記載の業務内容の実現に向けて、野洲市の現状等を踏まえて、自社の優位性に基づく業務全体の考え方や業務の進め方、工程、スケジュール
- ②本業務の実施にあたり想定される課題及び市のリスクヘッジに必要な着眼点や問題点に対する解決方法等について、事業者及び配置予定の担当者の知見や経験を活かした本市に適した創意工夫のある提案
- ③課題や本市の課題や施策等を把握し、業務実績や他自治体の優良事例等を踏まえ具体的

な提案

(2) 提出様式

任意様式であるが用紙は A4 判、横書き、長辺綴じとすること

11. 第1次審査(書類審査)

参加者が5者を超えた場合は、一次審査として事務局が書類審査を実施し5者を選考する。

(1) 通知日

令和8年5月 13 日(水)

(2) 審査方法

企画提案書等提出書類に基づき、事務局が審査をする。なお、採点については、「評価基準一覧表」に基づき行う。

(3) 結果通知

参加者全員に参加資格審査結果を電子メールで通知する。なお、審査通過者には、二次審査の詳細日時等も合わせて通知をする。

12. 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

(1) 実施日

令和8年5月 19 日(火)

(2) 会場

野洲市役所 本館2階 庁議室

(3) プレゼンテーション

- ①時間等の詳細は、1次審査で選定された参加者に結果通知とともに連絡する。
- ②プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり 40 分以内(準備5分、提案書説明 20 分、質疑応答 10 分、後片付け5分)とする。
- ③説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ④企画提案書の補足等を目的とした追加資料の配布は可とするが、企画提案書の内容と矛盾せず、逸脱しないこと。また、追加資料の提出にあたっては、プレゼンテーション実施日の前日までに事務局の承諾を得ること。
- ⑤出席者は1提案事業者あたり5名以内とし、内1名は、受託した場合における管理技術者であること。
- ⑥プレゼンテーションに使用する備品として、プロジェクター、スクリーン、マイクについては、市において準備をする。その他必要な機器については、提案者で用意すること。(プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能)
- ⑦市は、プレゼンテーションの内容を録画又は録音することができるものとする。
- ⑧プレゼンテーション審査は原則非公開で行う。(各提案事業者が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、各提案事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため。また、審査委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。)

(4) 審査における留意事項

- ①審査は、審査委員会において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- ②「評価基準」及び「評価基準一覧表」に基づき、各審査委員が採点を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。
- ③参加者が1者の場合であっても、審査委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その参加者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においてはこの限りではない。

(5) 結果通知

審査委員会で審査した提案事業者宛てに審査結果通知書を送付する。なお、通知日は、令和8年5月21日(木)を予定している。

13. 契約候補者等の選定

- (1)選定委員会は、採点基準表に基づき企画提案書等を審査し、点数順に順位を決定のうえ、契約候補者及び次点者を選定する。
- (2)点数が同じ場合は、委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

14. 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって、契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として、参加申込時に提出した見積価格を超えないこととする。ただし、協議の結果、仕様に追加等があったん場合は、この限りではない。

(3) 契約書

契約書は市が用意したものを使用するが協議のうえ、決定するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は不要とする。

15. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、受託候補者決定後の開示とする。

16. その他留意事項

- (1) やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止又は中止、取り消しをする場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。本プロポーザルが中止又は取り消しとなった場合においても準備等に要した一切の費用について市に請求することはできない。
- (4) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、「17.提出・問い合わせ先」に提出すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 参加申込時に提案した配置予定技術者の変更は原則認めないものとし、契約締結後、確実に本業務に従事させること。ただし、本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合においては、この限りではない。
- (8) 異議申し立て
申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 定めのない事項
本実施要領等に定めのない事項が発生した場合、競争性や公正性を考慮したうえ、適宜市が判断する。

17. 提出・問い合わせ先

当実施要領等に関する書類の提出や問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1 野洲市役所 政策調整部 やす未来創造課 電話番号 077-587-7001 メール miraisouzou@city.yasu.lg.jp 担当:堀井
